

津山市地域防災計画

(風水害等対策編)

新旧対照表

頁	行	現行	修正案	修正理由
1	21 22	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 計画の目的及び基本理念</p> <p>略</p> <p>また、<u>洪水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 計画の目的及び基本理念</p> <p>略</p> <p>また、<u>洪水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p>	都市計画法、都市再生特別措置法等の改正を踏まえた修正
2	39	<p>略</p> <p>第3項 災害の想定</p> <p>(1) 火災</p> <p>火災件数は、前年度より<u>4件増加</u>している。死者数は<u>1名増加</u>、負傷者は<u>1名減少</u>し、死者は<u>3名負傷者</u>については<u>7名</u>になっている。</p>	<p>略</p> <p>第3項 災害の想定</p> <p>(1) 火災</p> <p>火災件数は、前年度より<u>18件減少</u>している。死者数は<u>2名減少</u>、負傷者は<u>3名減少</u>し、死者は<u>1名負傷者</u>については<u>4名</u>になっている。</p>	数値等の修正
	42	<p>出火原因は、たき火・火入れが1位で、<u>19件</u>となっている。空気が乾燥する時期は大災害につながるおそれがあるため、注意が必要である。</p> <p>2位は<u>たばこ</u>で、4件となり、3位は<u>電気機器・装置と電灯・電話等の配線</u>が同率となり、どちらも<u>3件</u>となっている。</p>	<p>出火原因は、たき火・火入れが1位で、<u>11件</u>となっている。空気が乾燥する時期は大災害につながるおそれがあるため、注意が必要である。</p> <p>2位は<u>車両配線・内燃機関等</u>で、4件となり、3位は<u>炉・かまど類、放火・放火の疑い</u>が同率となり、どちらも<u>2件</u>となっている。</p>	〃
3	2	<p>出火種別は、建物火災が<u>32件</u>で、全体の<u>約5割</u>を占めており、林野火災<u>6件</u>、車両火災<u>2件</u>、となっている。</p>	<p>出火種別は、建物火災が<u>19件</u>で、全体の<u>約4割</u>を占めており、林野火災<u>5件</u>、車両火災<u>4件</u>、となっている。</p>	〃
		<p>略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
		<p>1 市（津山市消防団）・消防組合</p> <p>略</p>	<p>1 市（津山市消防団）・消防組合</p> <p>略</p>	
5	12	<p>⑥<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の発令を行う。</p>	<p>⑥<u>緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難</u>の発令を行う。</p>	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
	14	<p>略</p> <p>⑧被災者の<u>広域一時滞在</u>に関する協議、被災者の受け入れを行う。</p>	<p>略</p> <p>⑧被災者の<u>広域避難及び広域一時滞在</u>に関する協議、被災者の受け入れを行う。</p>	〃
		<p>略</p>	<p>略</p>	
6	14	<p>⑭市町村が実施する被災者の<u>広域一時滞在</u>の調整、代行を行う。</p>	<p>⑭市町村が実施する被災者の<u>広域避難及び広域一時滞在</u>の調整、代行</p>	〃

		<p>4 指定地方行政機関（市域を管轄する出先機関等） 略</p> <p>(3) 大阪管区气象台（岡山地方气象台） 略</p> <p>⑧市町村が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>略</p> <p>(6) 日本放送協会（岡山放送局）、各民間放送会社及びケーブルテレビ（株式会社テレビ津山） 略</p>	<p>を行う。</p> <p>4 指定地方行政機関（市域を管轄する出先機関等） 略</p> <p>(3) 大阪管区气象台（岡山地方气象台） 略</p> <p>⑧市町村が行う<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>略</p> <p>(6) 日本放送協会（岡山放送局）、各民間放送会社及びケーブルテレビ（株式会社テレビ津山） 略</p>	<p>”</p>
7	24	<p>③緊急警報放送、<u>避難勧告</u>等災害情報の伝達を行う。</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画 略</p> <p>第2節 防災業務体制の整備 略</p>	<p>③緊急警報放送、<u>避難指示</u>等災害情報の伝達を行う。</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画 略</p> <p>第2節 防災業務体制の整備 略</p>	<p>”</p>
9	36	<p>③緊急警報放送、<u>避難勧告</u>等災害情報の伝達を行う。</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画 略</p> <p>第2節 防災業務体制の整備 略</p>	<p>③緊急警報放送、<u>避難指示</u>等災害情報の伝達を行う。</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画 略</p> <p>第2節 防災業務体制の整備 略</p>	<p>”</p>
18	22	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第2項 情報収集・連絡体制</p> <p>①より迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、<u>県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。</u></p> <p>②市は web 会議システム等を活用し、県等とリアルタイムで情報共有できるように努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画</p>
	27	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第3項 防災関係機関相互連携体制</p> <p>①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により、「顔の見える関係」を構築し信</p>	

19	2		<p><u>頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</u></p> <p><u>国は、市及び県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、市及び県は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p><u>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実行性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ市、県は民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力を活用する。また、市、県は燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。市及び県は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業協会との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手確保、育成に取り組む。</u></p> <p><u>②市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</u></p> <p><u>③市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、</u></p>	
----	---	--	--	--

			<p><u>相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</u></p> <p><u>④市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</u></p> <p><u>⑤市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>⑥市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>⑦市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有出来るよう連絡体制を準備しておく。</u></p> <p><u>⑧市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を決め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。</u></p> <p><u>⑨市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及</u></p>	
--	--	--	--	--

20	1	<p>略</p> <p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>略</p> <p>第2項 土砂災害防止対策</p>	<p><u>び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>第4項 業務継続体制の確保</p> <p><u>①市、県、その他防災機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、実行性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。</u></p> <p><u>②市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</u></p> <p><u>③市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。</u></p> <p><u>④市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>略</p> <p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>略</p> <p>第2項 土砂災害防止対策</p>	<p>岡山県地域防災計画</p> <p>BCP 内容の明確化</p>
----	---	---	---	------------------------------------

23	14	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(3) 警戒体制の整備等</p> <p>略</p> <p>②警戒避難体制の実施</p> <p>略</p> <p>なお、<u>避難勧告</u>等の発令基準は、「第3章第4節第2項 避難及び避難所の設置」に掲載しているが、今後の気象予測や、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>略</p> <p>第4項 雨水出水対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施</p> <p>浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設または改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p>	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(3) 警戒体制の整備等</p> <p>略</p> <p>②警戒避難体制の実施</p> <p>略</p> <p>なお、<u>避難指示</u>等の発令基準は、「第3章第4節第2項 避難及び避難所の設置」に掲載しているが、今後の気象予測や、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>略</p> <p>第4項 雨水出水対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施</p> <p>浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設または改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p> <p><u>また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
27	9	<p>略</p> <p>第5項 ため池等農地防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ため池整備</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、<u>老朽化の著しいものや、早急に整備を要するものについて、ため池整備事業等により堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。</u>市等の管理者は、防災重点ため池について順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第6項 風害対策</p>	<p>略</p> <p>第5項 ため池等農地防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ため池整備</p> <p>決壊した場合に、<u>人的被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。</u>また、市等の管理者は、<u>防災重点農業用ため池</u>について順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第6項 風害対策</p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p>
27	36	<p>略</p> <p>第5項 ため池等農地防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ため池整備</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、<u>老朽化の著しいものや、早急に整備を要するものについて、ため池整備事業等により堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。</u>市等の管理者は、防災重点ため池について順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第6項 風害対策</p>	<p>略</p> <p>第5項 ため池等農地防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ため池整備</p> <p>決壊した場合に、<u>人的被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。</u>また、市等の管理者は、<u>防災重点農業用ため池</u>について順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第6項 風害対策</p>	<p>最近の施策の進展等を踏まえた修正及び表現の適正化</p>

28	24	<p>略</p> <p>3 実施内容 農産物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施する。また、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他農産物の倒伏防止等を指導する。</p>	<p>略</p> <p>3 実施内容 農産物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施する。また、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他農産物の倒伏防止等を指導する。 <u>また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p>	<p>流域治水関連法（都市緑地法、防災集団移転特措法等）の改正を踏まえた修正</p>
30	1	<p>略</p> <p>第7項 都市防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(3) 都市防災対策</p> <p>略</p> <p>⑤<u>その他防災対策の推進</u> <u>立地適正化計画における防災指針等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト面から防災・減災対策を行う。</u></p>	<p>略</p> <p>第7項 都市防災対策</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(3) 都市防災対策</p> <p>略</p> <p>⑤<u>災害に強いまちの形成</u> <u>市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p>	<p>都市再生特別措置法の改正を踏まえた修正</p>
30	6 7	<p><u>(新設)</u></p> <p>略</p> <p>第8項 文教対策</p>	<p>(4) <u>建築物の安全性の確保</u></p> <p>①<u>安全対策</u> <u>市、県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u></p> <p>②<u>空家対策</u> <u>市は、平常時より、災害における被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。</u></p> <p>略</p> <p>第8項 文教対策</p>	<p>「屋根ふき財、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件」等の改正を踏まえた修正</p> <p>「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」を踏まえた修正</p>

		<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 防災上必要な教育の実施</p> <p>市及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>略</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。</p> <p>①児童生徒等の安全確保</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 防災上必要な教育の実施</p> <p>市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>略</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。</p> <p>略</p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキング」を踏まえた修正</p>
31	20	<p>学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。</p> <p>①児童生徒等の安全確保</p> <p>略</p>	<p>学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。</p> <p>略</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
	26	<p>また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>〃</p>
	28	<p>略</p> <p>第5節 防災活動の環境整備</p> <p>第1項 防災訓練</p> <p>1 方針</p>	<p>略</p> <p>第5節 防災活動の環境整備</p> <p>第1項 防災訓練</p> <p>1 方針</p>	<p>〃</p>
40	2	<p>災害を最小限度にとどめるためには、市・県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。</p> <p>このため、市及び県は、防災関係機関、地域住民、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上と市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。</p>	<p>災害を最小限度にとどめるためには、市・県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。</p> <p><u>過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキング」等を踏まえた修正</p>

41	28	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(1) 基礎防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>このため、市及び県は、防災関係機関、地域住民、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上と市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(1) 基礎防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p><u>⑧避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p>
42	1	<p>略</p> <p>(3) 水害対応訓練</p> <p>略</p> <p>・<u>避難勧告等の発令・伝達訓練</u></p> <p>略</p> <p>第2項 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(3) 水害対応訓練</p> <p>略</p> <p>・<u>避難指示等の発令・伝達訓練</u></p> <p>略</p> <p>第2項 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>略</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
42	22	<p>このため、市、県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続</p>	<p>このため、市、県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら</u>防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」</p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p>

	29	<p>時間等に応じて、水・食糧を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>①住民に対する防災教育</p> <p>略</p>	<p>からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食糧を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>①住民に対する防災教育</p> <p>略</p>	<p>「水防法」の改正を踏まえた修正</p>
43	23	<p>イ 最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p>	<p>イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、<u>広域避難の実行性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。</u>また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
43	29	<p>略</p> <p>(新設)</p>	<p>略</p> <p>エ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者</p>	<p>災害対策基本法の改正、最近の施策の進展を踏まえた修正</p>
	39			<p>最近の施策の進展を踏まえた修正</p>

	42	<u>エ～オ</u> (略)		<u>にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。</u>	
44	13	<u>カ</u> 略		<u>オ～カ</u> (略)	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
	15	なお、 <u>避難指示 (緊急)</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく <u>避難指示 (緊急)</u> を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。		なお、 <u>避難指示</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく <u>避難指示</u> を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。	〃
		<u>キ</u> (略)		<u>キ</u> (略)	
		略		略	
		第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化		第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	
		略		略	
		3 実施内容		3 実施内容	
		略		略	
		(3) 企業防災の実施		(3) 企業防災の実施	
		略		略	
48	13	⑨事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。		⑨事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、 <u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u> テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。	「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について」を踏まえた修正
		略		略	
	37	第4項 住民及び事業者の地区防災活動の推進		第4項 住民及び事業者の地区 <u>内</u> の防災活動の推進	表現の適正化
		略		略	
		3 実施内容		3 実施内容	
		略		略	
49	18	<u>(新設)</u>		<u>ウ</u> 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住す	災害対策基本法の改

		<p>略</p> <p>第6節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等</p> <p>略</p>	<p><u>る地区において、地区防災計画を定める場合には、地域全体での避難が円滑に行われるよう個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>略</p> <p>第6節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</p> <p>略</p>	<p>正を踏まえた修正</p>
50	29	<p>略</p> <p>③避難行動要支援者名簿の作成</p>	<p>略</p> <p>③避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p>	<p>”</p>
51	2	<p>3 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。</p>	<p>3 <u>市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</u></p>	
51	5	<p>5 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報情報の漏えい防止に十分留意する。</p>	<p>5 <u>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
51	12	<p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び</p>	<p><u>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努</u></p>	

19		移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。		
25			<p><u>める。</u></p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
30	<p>略</p> <p>(5) 生活の支援等</p> <p>略</p> <p>⑤浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、津山市地域防災計画</p>		<p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じる。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>略</p> <p>(5) 生活の支援等</p> <p>略</p> <p>⑤浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、津山市地域防災計画</p>	

54	25	<p>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>第7節 防災対策の整備・推 略</p> <p>第2項 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p>	<p>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>第7節 防災対策の整備・推 略</p> <p>第2項 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p>	”
55	36 37	<p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>略</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>略</p> <p>第3項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制</p> <p>略</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>略</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>略</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>略</p> <p>第3項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制</p> <p>略</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>略</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p>

74	11	<p>略</p> <p>⑤市は、<u>避難指示（緊急）</u>等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め必要な準備を整えておく。</p> <p>略</p> <p>(7) 業務継続体制の確保</p>	<p>略</p> <p>⑤市は、<u>避難指示等</u>の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め必要な準備を整えておく。</p> <p>略</p> <p>(7) 業務継続体制の確保</p>	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
78	9	<p>略</p> <p>④市は、躊躇なく<u>避難指示（緊急）</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>略</p> <p>第3節 災害広報及び報道</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広報の方法</p>	<p>略</p> <p>④市は、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>略</p> <p>第3節 災害広報及び報道</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広報の方法</p>	〃
78	30	<p>①報道機関による広報</p> <p>気象予報及び警報等をはじめ、<u>避難勧告</u>等の発令、防災対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。</p> <p>略</p> <p>(2) 広報の内容</p>	<p>①報道機関による広報</p> <p>気象予報及び警報等をはじめ、<u>避難指示等</u>の発令、防災対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。</p> <p>略</p> <p>(2) 広報の内容</p>	〃
	42	<p>略</p> <p>④<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の発令</p> <p>略</p> <p>第4節 罹災者の救助保護</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>④<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令</p> <p>略</p> <p>第4節 罹災者の救助保護</p> <p>略</p>	〃
82	38	<p>第2項 <u>避難の勧告等及び避難所の設置</u></p> <p>1 方針</p>	<p>第2項 <u>避難指示等及び避難所の設置</u></p> <p>1 方針</p>	〃
	42	<p>災害により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、市長等は、住民に対し避難のための立退きを<u>勧告</u>・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害</p>	<p>災害により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、市長等は、住民に対し避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害</p>	

83	2 3	<p>を軽減させるためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の<u>迅速な避難</u>や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。</p>	<p>を軽減させるためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、<u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、<u>早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u>など、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。</p>	<p>”</p> <p>”</p>
8		<p>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p>
83	13	<p>2 実施機関（実施責任者）等</p> <p>(1) <u>避難の勧告等</u> 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令を行う。また、切迫性に応じて<u>避難指示（緊急）</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>2 実施機関（実施責任者）等</p> <p>(1) <u>避難の指示等</u> 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令を行う。また、切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>”</p>
83	30	<p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 略</p>	<p>(1) <u>高齢者等避難</u> 略</p>	<p>”</p>
37		<p>(2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 略</p>	<p>(2) <u>避難指示</u> 略</p>	<p>”</p>
41		<p><u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>をすることができる者は次のとおりである。</p> <p>①市長（災害対策基本法第60条第1項）</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対</p>	<p><u>避難指示</u>をすることができる者は次のとおりである。</p> <p>①市長（災害対策基本法第60条第1項）</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対</p>	<p>”</p>
84	2	<p>と認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対</p>	<p>と認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対</p>	

84	31	<p>し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令を行う。</p> <p>略</p> <p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令基準</p>	<p>し、<u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令を行う。</p> <p>略</p> <p>(3) <u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令基準</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	32	<p>市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令を行う。</p> <p>①水害の場合</p>	<p>市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により<u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令を行う。</p> <p>①水害の場合</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	35	<p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>略</p>	<p>ア <u>高齢者等避難</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	39	<p>(エ)<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>略</p>	<p>(エ)<u>高齢者等避難</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	41	<p>イ <u>避難勧告</u></p> <p>略</p>	<p>イ <u>避難指示</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
85	3	<p>(エ)<u>避難勧告</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>(エ)<u>避難指示</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>”</p>
	5	<p><u>ウ 避難指示（緊急）</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>”</p>
	8	<p>(ア)～(ウ)</p> <p><u>エ 災害発生</u></p> <p>略</p>	<p>(オ)～(キ)</p> <p><u>ウ 緊急安全確保</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	11	<p>②土砂災害の場合</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>略</p>	<p>②土砂災害の場合</p> <p>ア <u>高齢者等避難</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	20	<p>イ <u>避難勧告</u></p> <p>略</p>	<p>イ <u>避難指示</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	32	<p><u>ウ 避難指示（緊急）</u></p> <p>(ア)～(イ)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(キ)～(ク)</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	35	<p>(イ)<u>避難勧告</u>等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>	<p>(ク)<u>避難指示</u>等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>	<p>”</p> <p>”</p>
	37	<p><u>エ 災害発生</u></p> <p>略</p>	<p><u>ウ 緊急安全確保</u></p> <p>略</p>	<p>”</p> <p>”</p>
		<p>(4) 住民への伝達方法</p>	<p>(4) 住民への伝達方法</p>	<p>”</p>

85 86	42 1	<p>①住民への伝達方法</p> <p>市長は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、<u>避難勧告等</u>の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、市防災行政無線、有線放送、災害情報メール、インターネットのホームページ等により住民に伝達するとともに、市職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、半鐘、ハンドマイク等により住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p>	<p>①住民への伝達方法</p> <p>市長は、<u>高齢者等避難、避難指示</u>を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、<u>避難指示等</u>の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、市防災行政無線、有線放送、災害情報メール、インターネットのホームページ等により住民に伝達するとともに、市職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、半鐘、ハンドマイク等により住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
	9 10 11 12	<p>略</p> <p>②避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備</p> <p>「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を位置付けるほか、国の「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては以下の点に留意する。</p>	<p>略</p> <p>②避難情報の判断・伝達マニュアルの整備</p> <p>「<u>高齢者等避難</u>」を位置付けるほか、国の「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」の趣旨を踏まえ、<u>避難情報</u>の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた<u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては以下の点に留意する。</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
	16 18 19 22	<p>(洪水に関する事項)</p> <p>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を策定する。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</u></p>	<p>(洪水に関する事項)</p> <p>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を策定する。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令、対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</u></p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
24 25		<p>(土砂災害に関する事項)</p> <p>土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具</p>	<p>(土砂災害に関する事項)</p> <p>土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした</p>	<p>〃</p> <p>〃</p>

		方に関する周知に努める。	見方に関する周知に努める。	
20	ウ	市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。	ウ 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。	〃
22		また市は、 <u>発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。</u> また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。 なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。	また市は、 <u>災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。</u> また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。 なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。	〃 〃
28	エ	<u>避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置</u> としては、 <u>指定緊急避難場所への移動を原則とするもの</u> 、避難時の周囲の状況等により、 <u>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> について、住民等への周知徹底に努める。	エ <u>避難指示等が発令された場合の避難行動</u> としては、 <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするもの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと</u> について、住民等への周知徹底に努める。	〃
29				
31				
33			<u>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u>	新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正
37			<u>市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所での専用の避難スペースに避難誘導する。</u>	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
	オ	市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りな	オ 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りな	

88	30 32 33 35 37 40	<p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>指定避難所については、市は、被災者を滞在させることに必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、<u>避難者が避難生活を送るために十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>指定避難所については、市は、<u>避難者</u>を滞在させることに必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。<u>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>”</p>
89	3 11 14	<p>略</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、同項(2)－①に掲げる避難の<u>勧告・指示の実施責任者</u>（市長を除く。）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症</u></p>	<p>略</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、同項(2)－①に掲げる避難の<u>指示の実施責任者</u>（市長を除く。）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p><u>市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平</u></p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p>

		<p><u>患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。</u></p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p><u>常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、<u>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p>	<p>「被災住民等の熱中症対策について」を踏まえた修正</p>
23	略	<p>(7) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用発電、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>	<p>略</p> <p>(7) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用発電、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<u>避難者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>	<p>表現の適正化</p>
41	1 2 3 4	<p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菜、マスク、消毒液、体温計、<u>簡易ベッド</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p>	<p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、常備菜、マスク、消毒液、体温計、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</u>また、<u>備蓄品の調査にあたっては、要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p>
90	略	<p>(8) 指定避難所等の開設</p> <p><u>指定避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設する。</u></p>	<p>略</p> <p>(8) 指定避難所等の開設</p> <p>市は、指定避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、<u>必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u>また、要配慮者</p>	<p>”</p> <p>”</p>

91	16 18 19 27 2	<p>市は、指定避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。<u>なお、市は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u><u>さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u>また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。</p> <p>略</p> <p>(9) 福祉避難所の開設</p> <p>略</p> <p>社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。</p> <p>略</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p> <p>略</p> <p>⑧市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を</p>	<p>のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u><u>なお、市は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u>また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。</p> <p><u>市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>略</p> <p>(9) 福祉避難所の開設</p> <p>略</p> <p>社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。<u>それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げについて協議するなど必要な避難先の確保に努める。</u></p> <p>略</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p> <p>略</p> <p>⑧市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を</p>	<p>”</p> <p>最近の施策の進展を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>”</p> <p>”</p>
----	---------------------------------------	--	---	---

92	2 3 7 19 22 27 28 29	<p>有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>⑨指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>⑫指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑬市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等にかんがみ、必要に応じ、<u>旅館やホテル</u>等への移動を避難者に促す。</p> <p><u>⑭～⑯ 略</u></p>	<p>有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>⑨指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>⑫指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー</u>の配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>⑬市は、<u>指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>⑭市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等にかんがみ、必要に応じ、<u>ホテル・旅館</u>等への移動を避難者に促す。</p> <p><u>⑮～⑰ 略</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p> <p>最近の施策の進展を踏まえた修正</p> <p>”</p> <p>表現の適正化</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p>
----	---	--	--	---

93	3	<p>(新設)</p>	<p><u>⑱市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>〃</p>
	6	<p><u>⑰市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p><u>⑲市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	
	8		<p><u>また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
	略		略	
	30	<p>(新設)</p>	<p>5 広域避難</p> <p>(1) <u>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>(2) <u>県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u></p> <p>(3) <u>県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</u></p> <p>(4) <u>市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>(5) <u>市、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>(6) <u>市、政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報</u></p>	

94	12	<p><u>5 広域一時滞在</u> (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>略</p> <p>第3項 救助</p> <p>1 方針 災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。</p> <p>なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>31</p> <p>略</p> <p>第12項 文教災害対策</p> <p>1 方針 <u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に</u>、迅速かつ適切な措置をとるため、必要な計画を定める。</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 児童生徒等の安全管理</p> <p>①災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。</p> <p>略</p> <p>第11節 雪害対策</p>	<p><u>を提供できるように努める。</u></p> <p><u>6 広域一時滞在</u> (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる。</u></p> <p>略</p> <p>第3項 救助</p> <p>1 方針 災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。</p> <p>なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p><u>災害現場で活躍する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>略</p> <p>第12項 文教災害対策</p> <p>1 方針 災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため、必要な計画を定める。</p> <p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 児童生徒等の安全管理</p> <p>①災害時は、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。</p> <p>略</p> <p>第11節 雪害対策</p>	<p>表現の適正化</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>”</p>
106	6			

122	3	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 道路交通の確保</p> <p>略</p> <p>特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p>	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 道路交通の確保</p> <p>略</p> <p>特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努める。</u></p>	<p>最近の施策の進展を踏まえた修正</p>
137	23	<p>略</p> <p>第15節 広域応援・雇用</p> <p>1 方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」に基づき、速やかに応援体制を整える。</p>	<p>略</p> <p>第15節 広域応援・雇用</p> <p>1 方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「<u>応急対策職員派遣制度</u>」により、速やかに応援体制を整える。</p>	<p>名称の変更に伴う修正</p>
138	5	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 他の市町村からの応援要請</p> <p>市は、他の市町村から応援を要請された場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p>	<p>略</p> <p>3 実施内容</p> <p>略</p> <p>(2) 他の市町村からの応援要請</p> <p>市は、他の市町村から応援を要請された場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p><u>応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。また、市及び県は「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への派遣が円滑に実施できるよう、災害対策業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策対策を踏まえた修正</p> <p>最近の施策の進展を</p>

140	31	<p>略</p> <p>第16節 ボランティアの受入れ、活動支援計画</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>略</p> <p>第16節 ボランティアの受入れ、活動支援計画</p> <p>略</p> <p>4 その他</p> <p><u>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と市及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	踏まえた修正
142	28	<p>略</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節</p> <p>略</p> <p>第2項</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>略</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節</p> <p>略</p> <p>第2項</p> <p>略</p> <p>2 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	”
	32	<p><u>2～9 略</u></p>	<p><u>3～10 略</u></p>	